

アマチュア資格規則改定に伴う日本学生ゴルフ連盟のローカルルールについて

2022年1月1日より、新しいアマチュア資格規則が施行される事となりました。

日本学生ゴルフ連盟（以下、本連盟）では、関係団体との打合せを重ね、また加盟員の意見を踏まえた上で、以下の内容のローカルルールを定める事と致します。

ゴルフは審判のいないスポーツと言われ、参加者全員が規則を守る事を前提として成り立つスポーツです。スポーツ庁からも、今回の規則改定により過度な商業主義に偏り勝利至上主義が主体となり、学生スポーツの本質を変えないようにすべきとのご指導を受けております。

加盟員の皆様におかれましては本ローカルルールを厳守してクラブ活動を行う事を要望します。

1. 競技費用の授受に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、競技の成績の見返りとして、金銭の授受が行われる事は認めない。

2. スポンサーやエージェントとの契約に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、下記の項目は認めない。

- 1) 反社会的勢力やそれに関わる団体、またそれらが運営するレクリエーション施設や関連事業等の団体との契約。
- 2) 学生スポーツ（未成年者含む）に相応しくない業種、団体については認めない。
尚、スポンサー等との契約に関しては、加盟校、加盟員がそれぞれの責任において選択及び締結を行い、本連盟はその契約についての一切の責任を負わないものとする。

3. 氏名、肖像の宣伝・広告の利用と報酬に関して

新アマチュア規則通りとする。

但し、企業の商業ロゴの衣類などへの表示については以下のように定める。

- 1) 商業ロゴの表示場所は、ユニフォーム、帽子、キャディーバッグのみとする。
- 2) 商業ロゴは、加盟校ごとに大きさ、デザインを統一し、ユニフォーム、帽子、キャディーバッグへの表示場所も同一にすること。
- 3) 商業ロゴの大きさは「外周が22cm以内」とし、それぞれの用品に3ヶ所までとすること。但し上記個数には加盟校名や、加盟校を示すマーク類は数えない。
また、一般市販品に予めついている製造メーカーロゴ等で3ヶ所を超えた場合は、それに追加して1ヶ所まで認める。

*ユニフォーム：加盟校の部員が着用する共通の着衣全て。（シャツ、ズボン、防寒具、防雨具）

*商業ロゴ：会社名、製品名、サービス名など、特定の物などをアピールするもの。

*一般市販品：誰もが市場で購入可能な製品。（特注品以外の物）

以上